

内部統制導入に向けた準備作業について（依頼）

地方自治法の改正により、令和2年4月から財務に関する事務について内部統制制度の導入が義務付けられており、各所属において、業務上のリスク管理を行うことが求められています。

1 内部統制とは

- 「公金の横領」「不適切な補助金支出」など、行政の組織目的達成を阻害するさまざまな要因を「リスク」として事前に洗い出し、その影響度などを評価し、対応策を講じていく制度。
- 組織として「リスク」があることを前提に取り組むことで、事務の適正な執行の確保や、業務の効率的・効果的な達成につなげることを目的としています。

2 今回の準備作業について

(1) 目的

- 制度の再周知
- 制度導入に向けての課題把握、整理
- 新年度体制におけるスムーズな制度導入

(2) 作業内容

- 総務部で提示する「リスク一覧表」等を参考にしながら、自らの部局の財務に関する事務（手数料・国県等支出金などの収入、経費の支出といった会計事務のほか、契約の締結や公有財産の管理などの事務）に潜む「リスク」を洗い出します。
- 重点的に対応が必要なリスクへの対応策を各所属で整備し、必要に応じ手引き・マニュアル等を策定・改訂し業務に適用していきます。

※ 上記作業は、別途、令和2年1月14日付新行経第504号「内部統制導入に向けた準備作業について(依頼)」にて各部・区等へ依頼。

作業に当たり、各部・区等においては、リスクの確認・共有をお願いします。

3 今後のスケジュール（予定）

時期		内容
令和元年度 (準備期間)	1月14日(火)	・庁議「内部統制導入に向けた準備作業について(依頼)」 (作業期間～2月12日(水)まで)
	2～3月	・各部・区等の準備作業を踏まえた課題等整理・各種調整
		・内部統制導入に係る説明・研修会開催など ・内部統制の方針策定・公表
令和2年度 (導入1年目)	4月	・準備作業を踏まえた令和2年度の内部統制の取組み依頼
	4～3月	・令和2年度内部統制体制の整備・運用、点検
令和3年度 (導入2年目)	4～3月	・令和3年度の内部統制体制の整備・運用、点検 ・前年度の取組みの評価報告書作成、監査委員の審査、議会提出・公表